

岩 手 県 報

第 1 0 4 5 9 号

平 成 1 7 年 5 月 2 4 日

火 曜 日

毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

目 次

告 示

○生活保護法の規定による介護扶助のための機関の指定	(地域福祉課)	1
○生活保護法の規定による指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更	(〃)	1
○生活保護法の規定による指定介護機関の事業の廃止	(〃)	2
○生活保護法の規定による指定医療機関の名称の変更	(〃)	2
○国土調査の成果の認証	(農村計画課)	2
○保安林の指定	(森林保全課)	2
○漁船損害等補償法施行令の規定による付保義務の同意を求めるための事前届出	(水産振興課)	3
○過疎地域自立促進特別措置法に基づく公共下水道工事の施行	(下水環境課)	3
○岩手県収入証紙を売りさばく市町村及び売りさばき		

人の指定の一部改正..... (出納課) 3

二戸地方振興局長告示

○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業所の指定..... 4

○介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業所の指定..... 4

○介護保険法施行規則の規定による指定居宅介護支援事業所の廃止..... 4

盛岡地方振興局長公告

○大規模小売店舗の新設の届出..... 5

○大規模小売店舗に関する市町村等の意見の概要..... 5

特定調達公告

○一般競争入札の公告..... (産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室) 5

○随意契約の相手方の決定..... (保健福祉企画室) 7

○随意契約の相手方の決定..... (運転免許課) 7

内水面漁場管理委員会指示

○漁業法の規定に基づく魚類の採捕に関する禁止又は制限..... 7

告 示

岩手県告示第454号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成17年 5月24日

岩手県知事 増 田 寛 也

通所介護

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人慈孝会	二戸郡一戸町姉帯字下村24番地1	慶寿園プラザばかばか	二戸郡一戸町一戸字砂森123番地1	平成17年4月28日

岩手県告示第455号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成17年 5月24日

岩手県知事 増 田 寛 也

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所			変更年月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所 在 地	
		変 更 前	変 更 後		

社会福祉法人花巻市社会福祉協議会	花巻市石神町364番地	花巻市社会福祉協議会指定石神訪問介護事業所	花巻市社会福祉協議会介護センター指定訪問介護事業所	花巻市石神町364番地	平成17年4月1日
株式会社文化タクシー	花巻市双葉町6番2号	株式会社文化タクシー介護支援センター	イーハート支援センター	花巻市双葉町6番2号	平成17年3月1日

岩手県告示第456号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成17年 5月24日

岩手県知事 増 田 寛 也

訪問介護

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人花巻市社会福祉協議会	花巻市石神町364番地	花巻市社会福祉協議会指定西南訪問介護事業所	花巻市福木第7地割188番地1	平成17年3月31日
社会福祉法人花巻市社会福祉協議会	花巻市石神町364番地	花巻市社会福祉協議会指定矢沢訪問介護事業所	花巻市高松第3地割85番地1	平成17年3月31日
社会福祉法人花巻市社会福祉協議会	花巻市石神町364番地	花巻市社会福祉協議会指定宮野目訪問介護事業所	花巻市西宮野目第6地割97番地1	平成17年3月31日

岩手県告示第457号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成17年 5月24日

岩手県知事 増 田 寛 也

指定医療機関の名称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
国民健康保険田野畑村診療所	国民健康保険田野畑村歯科診療所	下閉伊郡田野畑村田野畑120番地3	平成16年3月31日

岩手県告示第458号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、平成17年5月12日次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成17年 5月24日

岩手県知事 増 田 寛 也

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
盛岡市	平成15年4月21日から平成17年2月4日まで	1 盛岡市地籍図 2 盛岡市地籍簿	盛岡市平賀新田字大谷地、平賀、土淵字谷地道、四ツ谷、橋場、碓田の各一部
一関市	平成14年4月18日から平成16年3月5日まで	1 一関市地籍図 2 一関市地籍簿	一関市中里字南谷起、北谷起、狐禅寺字土手外、三関字白崎の一部

大槌町	平成15年4月21日から平成17年2月18日まで	1 大槌町地籍図 2 大槌町地籍簿	上閉伊郡大槌町大槌第5地割
新里村	平成15年4月21日から平成17年2月7日まで	1 新里村地籍図 2 新里村地籍簿	下閉伊郡新里村大字和井内第1地割字堺ノ神、清水、第7地割字小佐、戸塚、第22地割字袋帯平、第24地割字長清水、第25地割字高治屋、第26地割字横市、第27地割字鍛冶屋、高治屋の各一部、第23地割字小野、第28地割字小滝

岩手県告示第459号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定をする。

平成17年 5月24日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 保安林の所在場所 釜石市大字釜石第16地割51の2・56（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
第16地割51の2・56（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第460号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者は、すべてその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意を求めるため、次のとおり届出があった。

なお、同条第3項の規定により、当該届出に係る指定漁船調査を平成17年5月24日から平成17年6月7日まで大船渡市漁業協同組合に備えておいて縦覧に供する。

平成17年 5月24日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 発起人の住所及び氏名

- (1) 大船渡市大船渡町字上平18番地 9 井上 正男
(2) 大船渡市大船渡町字宮ノ前77番地 4 三浦 昌昭

2 加入区 大船渡加入区

- 3 義務付保漁船に係る保険料の集収及び払込みの事業を行うべき旨の申出をする漁業協同組合の名称 大船渡市漁業協同組合

岩手県告示第461号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者は、すべてその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意を求めるため、次のとおり届出があった。

なお、同条第3項の規定により、当該届出に係る指定漁船調査を平成17年5月24日から平成17年6月7日まで久慈市漁業協同組合に備えておいて縦覧に供する。

平成17年 5月24日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 発起人の住所及び氏名

- (1) 久慈市宇部町第22地割432番地 中川 勝行
(2) 久慈市宇部町第23地割116番地 中目 明光

2 加入区 久慈市加入区

- 3 義務付保漁船に係る保険料の集収及び払込みの事業を行うべき旨の申出をする漁業協同組合の名称 久慈市漁業協同組合

岩手県告示第462号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者は、すべてその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意を求めるため、次のとおり届出があった。

なお、同条第3項の規定により、当該届出に係る指定漁船調査を平成17年5月24日から平成17年6月7日まで小子里漁業協同組合に備えておいて縦覧に供する。

平成17年 5月24日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 発起人の住所及び氏名

- (1) 九戸郡種市町大字小子里第4地割55番地 2 高谷 三之助
(2) 九戸郡種市町大字小子里第6地割10番地 4 長坂 慶三

2 加入区 小子里加入区

- 3 義務付保漁船に係る保険料の集収及び払込みの事業を行うべき旨の申出をする漁業協同組合の名称 小子里漁業協同組合

岩手県告示第463号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者は、すべてその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意を求めるため、次のとおり届出があった。

なお、同条第3項の規定により、当該届出に係る指定漁船調査を平成17年5月24日から平成17年6月7日まで普代村漁業協同組合に備えておいて縦覧に供する。

平成17年 5月24日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 発起人の住所及び氏名

- (1) 下閉伊郡普代村第2地割字下村49番地 1 長根 滋
(2) 下閉伊郡普代村第7地割字明神8番地 太田 保正

2 加入区 普代村加入区

- 3 義務付保漁船に係る保険料の集収及び払込みの事業を行うべき旨の申出をする漁業協同組合の名称 普代村漁業協同組合

岩手県告示第464号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条第1項の規定に基づき、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を次のとおり開始する。

平成17年 5月24日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 公共下水道の名称 田野畑村特定環境保全公共下水道

2 工事の区間

- (1) 幹線管渠 下閉伊郡田野畑村和野104番4地先から和野242番地先まで

- (2) 終末処理場 下閉伊郡田野畑村和野130番地内

3 工事の内容 幹線管渠及び終末処理場の設置

4 工事の開始の日 平成17年 5月24日

岩手県告示第465号

岩手県収入証紙を売りさばく市町村及び売りさばき人の指定（昭和48年岩手県告示第735号）の一部を次のように改正し、平成17年5月25日から施行する。

平成17年 5月24日

岩手県知事 増 田 寛 也

2 売りさばき人の表

株式会社新岩手自動車学校（昭和62年7月2日指定）	を
岩手県プロイラー事業協同組合（平成5年4月1日指定）	
株式会社新岩手自動車学校（昭和62年7月2日指定）	に

改める。

二戸地方振興局長告示

二戸地方振興局長告示第11号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年 5月24日

二戸地方振興局長 渡 辺 正 利

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0373100486	軽米タクシー株式会社訪問介護事業所	九戸郡軽米町大字軽米第4地割16番地12号	軽米タクシー株式会社	平成17年 5月2日

2 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0371300260	わがやにのへ横丁	二戸市福岡字横丁15番地1	株式会社中館建設	平成17年 4月1日
0373200336	慶寿園プラザばかばか	二戸郡一戸町一戸字砂森123番地1	社会福祉法人 慈孝会	平成17年 4月1日

3 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0371300252	わくわく荘ショートステイサービス	二戸市仁左平字横手6番1号	社会福祉法人 いつつ星会	平成17年 3月22日
0373100478	くつろぎの家短期入所事業所	九戸郡軽米町山内第12地割字太田向96番地2	社会福祉法人 桂泉会	平成17年 4月1日

4 痴呆対応型共同生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0373200328	株式会社結愛サービス公社指定認知症対応型共同生活介護事業所	二戸郡一戸町一戸字田中72番地1	株式会社結愛サービス公社	平成17年 4月1日

5 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0373200344	株式会社サンメディカル一戸営業所	二戸郡一戸町西法寺字関屋62番地31	株式会社サンメディカル	平成17年 4月1日

二戸地方振興局長告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成17年 5月24日

二戸地方振興局長 渡 辺 正 利

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0371300278	わがやにのへ横丁	二戸市福岡字横丁15番地1	株式会社中館建設	平成17年 4月1日

二戸地方振興局長告示第13号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成17年 5月24日

二戸地方振興局長 渡 部 正 利

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371300245	いつつ星会居宅介護支援事業所	二戸市仁左平字横手6番1号	平成17年5月6日

盛岡地方振興局長公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成17年 5月24日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホーマックスーパーデポ盛南店 盛岡市盛岡南新都市土地区画整理事業地内62街区ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 ホーマック株式会社
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 ホーマック株式会社
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成18年2月21日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 9,574平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数

ア 収容台数 700台

イ 出入口 8箇所

- (7) 駐輪場の収容台数 252台
 - (8) 荷さばき施設の面積 458平方メートル
 - (9) 廃棄物等の保管施設の容量 54立方メートル
 - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ア 開店時刻 午前7時30分
- イ 閉店時刻 午後10時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時15分から午後10時15分まで
 - (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前7時から午後10時まで

2 届出年月日 平成17年4月27日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定により提出された意見書の概要は、次のとおりである。

平成17年 5月24日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 いわて生活協同組合
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 コープ山岸 盛岡市山岸二丁目16番8号

2 提出された意見書の概要

- (1) 駐車場の出入口の一つは踏切から10メートルしか距離がなく、この対策として車両の入出庫は左折を原則としているが、現実の運用においてこれが遵守されるか疑問があるとも

に、左折入庫が滞った場合、踏切内に車両が取り残される可能性もあり危険と考える。当該出入口の位置変更又は閉鎖を検討すべきではないか。

- (2) 騒音予測地点のうち3地点で自動車走行音により基準値を大きく上回っており、すべての超過地点は住居と接している。これらの地点については、防音処置若しくは夜間の駐車場の使用中止等の対策が必要と考える。また、駐車場の中に店舗兼住居があるが、これを対象とした騒音の予測がなされていないのは不十分である。

備考 本公告に係る提出された意見書については、この公告の日から起算して1月間盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所に備えておいて縦覧に供する。

特定調達公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成17年 5月24日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 業務概要

- (1) 業務名 岩手・青森県境不法投棄現場廃棄物（A、F、J、N地区汚泥）掘削・選別業務
 - (2) 業務場所 岩手県二戸市上斗米字小端地内
 - (3) 業務内容
- ア 廃棄物除去 31,280 t
- イ 掘削工（廃棄物） 38,080m³
- ウ 掘削工（土砂） 2,640m³
- エ 選別工 1式
- オ 汚染水処理工 1式
- (4) 工期 契約締結の日から平成18年3月20日まで

2 入札参加者資格

- (1) 2者の構成員から成る任意に結成された特定共同企業体であること。
- (2) 特定共同企業体の各構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けていること。

エ 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（平成16年3月1日以降申請したものにあつては、総合評定値を取得しているものに限る。以下「経営事項審査」という。）を受

けていること。

オ 平成16年度において岩手県が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成16年岩手県告示第588号）に定める土木一式工事に係る特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格があると認められる者であること。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

キ 一般競争入札参加資格審査確認申請書（以下「申請書」という。）の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

ク 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、申請日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、申請日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。

(3) 特定共同企業体の代表者となる構成員（以下「代表者」という。）は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 平成7年4月1日以降に、元請として、埋立処分場又は不法投棄現場の廃棄物の撤去業務を行った実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した業務については、代表者として施工したものに限る。）。

イ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した業務に専任で配置できること。

(ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 申請日前3か月以上継続して雇用している者であること。

ウ 土木一式工事に係る経営事項審査の結果の総合評点又は総合評定値が1,200点以上であること。

(4) 特定共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した業務に専任で配置できること。

ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

ウ 申請日前3か月以上継続して雇用している者であること。

(5) 特定共同企業体は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 代表者は、構成員のうちで出資比率最大の者であること。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上であること。

(6) 特定共同企業体の構成員は、当該特定共同企業体以外の特定共同企業体の構成員として本件入札に参加することはできないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局等 郵便番号028-6103 岩手県二戸市石切所字荷渡52 岩手県環境生活部産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室 再生・整備担当（二戸地方振興局保健福祉環境部内） 電話番号0195-23-9202

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法 平成17年5月24日(火)から同年6月20日(月)までの岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）(1)の場所で交付（詳細設計図書は、貸与とすること。）

(3) 申請書及び入札参加資格審査確認資料（以下「資料」という。）の提出期間、提出場所及び提出方法 平成17年5月24日(火)から同年6月7日(火)までの休日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所に持参の上、1部提出すること。

(4) 郵便による入札書の受領期限及び受領場所 平成17年6月20日(月)午後5時まで(1)の場所に到達するように郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所 平成17年6月21日(火)午前9時 岩手県二戸市石切所字荷渡52 二戸地区合同庁舎4階入札室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除する。

イ 契約保証金 納付すること。ただし、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第113条第1項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、会計規則第112条第1号又は第2号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効 2に示した入札参加者資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 会計規則第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 1に示した業務に直接関連する他の業務の契約を1に示した業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject matter of the contract :

Removal of Dumping of Industrial Waste at Ninohe

- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification :

5 : 00 p.m., 7, June, 2005

- (3) Date and time for the submission of tenders :

9 : 00 a.m., 21, June, 2005 (Tenders submitted by mail must arrive by 5 : 00 p.m., 20, June, 2005)

- (4) Contact point for :

Special Office for the Urgent Control of the Illegal Dumping of Industrial Waste, Department of Environment and Residential Life, Iwate Prefectural Government, 52 Niwatari, Ishikiridokoro, Ninohe-shi, Iwate 028-6103, JAPAN TEL 0195-23-9202

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成17年 5月24日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 いわて医療情報ネットワークシステム機器賃貸借 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 岩手県保健福祉部保健福祉企画室 岩手県盛岡市内丸10番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成17年 3月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿 3 丁目19番 2 号
- 5 随意契約に係る契約金額 52,329,375円
- 6 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第372号) 第10条第 1 項第 1 号に該当

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成17年 5月24日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量 運転免許証更新時講習用資料
 - (1) 交通の教則 運転者向 A 4 版 約114,506冊
 - (2) 人にやさしい安全運転 A 4 版 約114,506冊
 - (3) セーフティードライブいわて A 4 版 約114,506冊
- 2 契約に関する事務を担当する課、室等の名称及び所在地 岩手県警察本部警務部会計課 岩手県盛岡市内丸 8 番10号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成17年 3月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地並びに契約金額
 - (1) 交通の教則 運転者向 A 4 版
ア 随意契約の相手方の名称及び所在地 社団法人岩手県交通安全協会 岩手県盛岡市肴町 3 番17号
イ 契約金額 1 冊当たり152.25円
 - (2) 人にやさしい安全運転 A 4 版
ア 随意契約の相手方の名称及び所在地 社団法人岩手県交通安全協会 岩手県盛岡市肴町 3 番17号
イ 契約金額 1 冊当たり90.30円
 - (3) セーフティードライブいわて A 4 版
ア 随意契約の相手方の名称及び所在地 社団法人岩手県交

通安全協会 岩手県盛岡市肴町 3 番17号

イ 契約金額 1 冊当たり89.25円

- 5 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第372号) 第10条第 1 項第 1 号に該当

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成17年 5月24日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量 運転免許証作成材料
 - (1) 4 型カード基体全国仕様(1 箱1,200組入り) 約225箱
 - (2) 高速型用リボンセット(1 箱2,000枚用入り) 約122箱
- 2 契約に関する事務を担当する課、室等の名称及び所在地 岩手県警察本部警務部会計課 岩手県盛岡市内丸 8 番10号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成17年 3月25日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地並びに契約金額
 - (1) 4 型カード基体全国仕様(1 箱1,200組入り)
ア 随意契約の相手方の名称及び所在地 コニカミノルタアイディーシステム株式会社 東京都新宿区新宿 4 丁目 3 番 17号
イ 契約金額 1 箱当たり98,910円
 - (2) 高速型用リボンセット(1 箱2,000枚用入り)
ア 随意契約の相手方の名称及び所在地 コニカミノルタアイディーシステム株式会社 東京都新宿区新宿 4 丁目 3 番 17号
イ 契約金額 1 箱当たり136,500円
- 5 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第372号) 第10条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当

内水面漁場管理委員会指示

岩手県内水面漁場管理委員会指示第 4 号

漁業法(昭和24年法律第267号) 第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定に基づき、魚類の採捕に関し、次のとおり禁止し、又は制限する。

平成17年 5月24日

岩手県内水面漁場管理委員会
会 長 島 川 良 彦

1 中津川

- (1) 下の橋上流端から中津川と米内川の合流点までの中津川本流及び同合流点から米内橋上流端までの米内川本流の区域

魚 種	漁 具 又 は 漁 法	禁 止 期 間
あ ゆ	え 餌釣り	平成17年 7 月 1 日から 平成17年12月31日まで
	が ら 掛け	平成17年 7 月 1 日から 平成17年 9 月 9 日まで 及び平成17年10月11日 から平成17年12月31日 まで

	擬餌釣り又は友釣り	平成17年 7月 1日から 平成17年 7月 9日まで
その他の魚 類 (さくら ますを除 く)	流し毛ばり釣り	平成17年 6月 1日から 平成17年 7月 9日まで

(2) 中津川と北上川との合流点から下の橋上流端までの中津川
本流の区域

魚 種	漁 具 又 は 漁 法	禁 止 期 間
あ ゆ	餌釣り	平成17年 7月 1日から 平成17年12月31日まで
	擬餌釣り又は友釣り	平成17年 7月 1日から 平成17年 7月 9日まで
さくらます	流し毛ばり釣り	平成17年 6月 1日から 平成17年 6月30日まで
その他の魚 類 (さくら ますを除 く)	流し毛ばり釣り	平成17年 6月 1日から 平成17年 7月 9日まで

2 甲子川 (矢の浦橋上流端から枯松沢との合流点までの甲子川
本流の区域)

魚 種	漁 具 又 は 漁 法	禁 止 期 間
あ ゆ	餌釣り又はがら掛け	平成17年 7月 1日から 平成17年12月31日まで
	擬餌釣り又は友釣り	平成17年 7月 1日から 平成17年 7月 2日まで
さくらます	餌釣り又は擬餌釣り	平成17年 6月 1日から 平成17年 6月30日まで
その他の魚類	餌釣り又は擬餌釣り	平成17年 6月 1日から 平成17年 7月 2日まで

正 誤

○平成16年11月 5日付け岩手県報第10405号登載保安林の指定の
解除 (平成16年岩手県告示第785号) 中「495」は、「295」の誤
りにつき訂正する。

○平成17年 3月22日付け岩手県報号外 1 頁中「第 4 号」は「第 5
号」の、4 頁中「養育が」は「養育継続が」の、「指導」は「指
導」継続」の、「備考を次のように改め」は「に備考として次の
ように加え」の誤りにつき訂正する。

○平成17年 3月29日付け岩手県報第10445号 3 頁中「第251号」は
「第251号の 2」の、6 頁中「久慈町」は「小久慈町」の誤りに
つき訂正する。

○平成17年 3月31日付け岩手県報号外登載岩手県税条例の一部
を改正する条例 (平成17年岩手県条例第46号) 附則第 2 項中「中
小企業経営革新支援法の一部を改正する法律 (平成17年法律第
号)」は、平成17年 4月13日中小企業経営革新支援法の一部を改
正する法律の公布により、「中小企業経営革新支援法の一部を改

正する法律 (平成17年法律第30号)」となった。

○平成17年 3月31日付け岩手県報号外の 3 の 5 頁中「TEL」は、
「TEL」の誤りにつき訂正する。

岩手県報 第 1 0 4 5 9 号

発行日 毎週火・金曜日 (これらの日が休日に当たるときは、その翌日)

平成17年 5月24日 印 刷

平成17年 5月24日 発 行

購読料 1 箇月 3,400円 (送料共)

発 行 人 岩 手 県

印 刷 者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社